

公益財団法人日本拳法会昇段級審議規程運用細則

公益財団法人日本拳法会昇段級審議規程（以下「規程」という。）に基づき運用細則を次の通り定める。

- 第1条 規程第3条第2項にいう遠隔地及の昇段級審査は、「遠隔地における公益財団法人日本拳法会昇段級審査実施要項」により行う。
- 第2条 規程第5条(4)に定める点数計算の細目については、上位段級者が下位段級者と対戦した場合でも相互共に勝点は1とする。
- 2 再試合の場合の勝ち点は、累計点として計算し、当日勝点にはしない。
 - 3 男子7段以上の受験については合格点数を定めず、特別審議会において審議する。但し、規程9条第2項但し書きに基づき、一般審査において女子4段を受験するときは、「公益財団法人日本拳法会昇段級審査実施要項」において合格点を定める。
- 第3条 規程第8条第1項及び第2項に定める年数制限に関して、30日未満の不足分については、これを満たしているものとみなす。
- 第4条 規程第3条に定める昇段審査の内、形の審査に合格しなければならない。
- 2 昇段級審議会の認めた講習会又は研修会において、第1日目から第5日目までの全項目を受講した者は、前項の形の審査に合格したものとす。単年度3回以上受講した者には、認定書を交付する。認定書複数枚にて全項目を受講した者は、形の審査に合格したものとす。但し、認定日から5年を過ぎた認定書は、無効とする。
- 第5条 特別審議会の委員は、代表理事、執行理事、昇段級審議会正副議長、審判団長で構成し、昇段級審議会議長が議長となる。
- 第6条 特別審議会は、規程第9条第2項前段に該当する者の昇段を審議し、昇段級審議会に報告する。
- 2 特別審議会における議決は、満場一致において決する。
- 第7条 日本拳法の発展に貢献し功労のあった者は、特別審議会に諮り形の審査を省略することができる。但し、年齢は50歳以上とし前段級合格後10年以上とする。
- 第8条 贈与段位は、公益財団法人日本拳法会代表理事が昇段級審議会議長と協議の上決定し、昇段級審議会に報告する。
- 第9条 本細則の改廃は、公益財団法人日本拳法会昇段級審議会で決する。

附則 この運用細則は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

改定 令和6年4月1日

公益財団法人日本拳法会形審査実施要項

形審査は、公益財団法人日本拳法会昇段級審議規程（以下「規程」という。）第3条第2項に定めるところにより次の通り実施する。

1. 担当審議委員3名以上で審査する。
2. 審査の結果は、担当審議委員より昇段級審議会に提案し審議するものとする。
3. 規程第4条（2）形の審査については、下記の項目について行う。

1級の部 基 本（下記の内より行う。）

搏 技 突（面、胴）、横打（面、胴）、突蹴、膝蹴、踏蹴

受 技 横受、上受、下受、掬受

躲 技 反身、側身、沈身

初段の部 基 本（下記の内より行う。）

搏 技 外打、斜打、揚打、揚蹴、横蹴

躲 技 潜身、開身、退身

（1級の部の基本を追加することがある。）

2段の部 搏撃の形

突きに関する六形

横打に関する六形

蹴りに関する六形

（基本を追加することがある。）

3段以上の部 搏撃の形

2段の部の十八形に雑打六形、片手技八形を加え三十二形とする。

4. 基本及び形審査については、多回数合格認定の適用外とする。
5. 本実施要項の改廃は、公益財団法人日本拳法会昇段級審議会でする。

附則 この実施要項は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

改定 令和6年4月1日

遠隔地における公益財団法人日本拳法会昇段級審査実施要項

公益財団法人日本拳法会昇段級審議規程（以下「規程」という。）第3条第2項にいう遠隔地審査（以下「審査会」という。）について、次の通り定める。

（遠隔地の定義）

1. ここでいう遠隔地とは、昇段級審議会が認めた地域とする。但し、昇段級受験会場までの所要時間

及び経費面を斟酌して決定するものとする。

（審査会）

2. 遠隔地において、規程第4条に定められた審査科目による審査会を開催することができる。

（審査会開催の手続き）

3. 審査会を開催する場合は、開催しようとする日の1ヵ月前までに公益財団法人日本拳法会代表理事宛に所定の用紙を提出し、昇段級審議会の承認を得なければならない。

（審査会の実施）

4. 審査会の実施は、昇段級審議会議長が指名した2名以上の審議委員の出席を要す。

（審査会結果の審議）

5. 審査会の結果については、審査会実施の直近に開催される規程第2条第2項の昇段級審議会において審議し決する。

6. 形審査については、昇段級審議会議長の認めた複数審議委員による審査を行う。または、昇段級審議規程運用細則第4条第2項による。

（審査会開催の詳細）

7. 審査会開催上、この要項に定めなき詳細事項については、昇段級審議会議長の指示に基づき関係者において協議し、円滑に実施するものとする。

（受験者数不足等の場合の取り扱い）

8. 遠隔地において、受験者数不足のため審査会が実施できない場合、遠隔地昇段級審査願書による審議を求める事ができる。ただし、審査対象は、2段以下の段級とする。

（遠隔地昇段級審査願書）

9. 遠隔地昇段級審査願書は、受験申込所定の期日までに公益財団法人日本拳法会代表理事宛に提出するものとする。

（改 廃）

個の実施要項の改廃は、昇段級審議会の議を経て理事会で決する。

附則 この実施要項は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

改定 令和6年4月1日